

「不利益処分」 基準等公開票(法律又は命令)

不利益処分名	伐採計画の遵守命令		
根拠法令・条項	森林法第10条の9第3項		
所 管 課	農 政 部 農水産 課		
処 分 基 準	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 森林法第10条の9第3項 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の 行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採 面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若 しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者 に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は 伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。		
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明 の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明	
	(聴聞又は弁 明の手続を省 略する場合の 根拠条項等)		
	個別法により 聴聞又は弁明 の手続の適用 が除外される 場合の根拠法 令及び条項		